

事業所税の概要

事業所税には資産割と従業者割があり、それぞれについて**市内のすべての事業所等を合算して**、おおむね次のような内容で課税されます。

	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人または個人	
課 税 標 準	課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の床面積 (事業所床面積)	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人 事業年度 個人 課税期間 (1 月 1 日から12月31日)	
税 率	1平方メートルにつき年額600円	従業者給与総額の0.25パーセント
免 税 点	事業所床面積 1,000平方メートル以下	従業者数100人以下
	課税標準の算定期間の末日の現況による。	
納 税 方 法	申告納付	
申 告 納 付 期 限	個人 翌年の3月15日 法人 事業年度終了の日から2ヶ月を経過する日	

注 資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合には、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要となります。

大阪市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000370644.html>

【担当】 船場法人市税事務所 事業所税グループ

TEL 06-4705-2934